

広島市は「週休2日工事」の普及・拡大に取り組んでいます

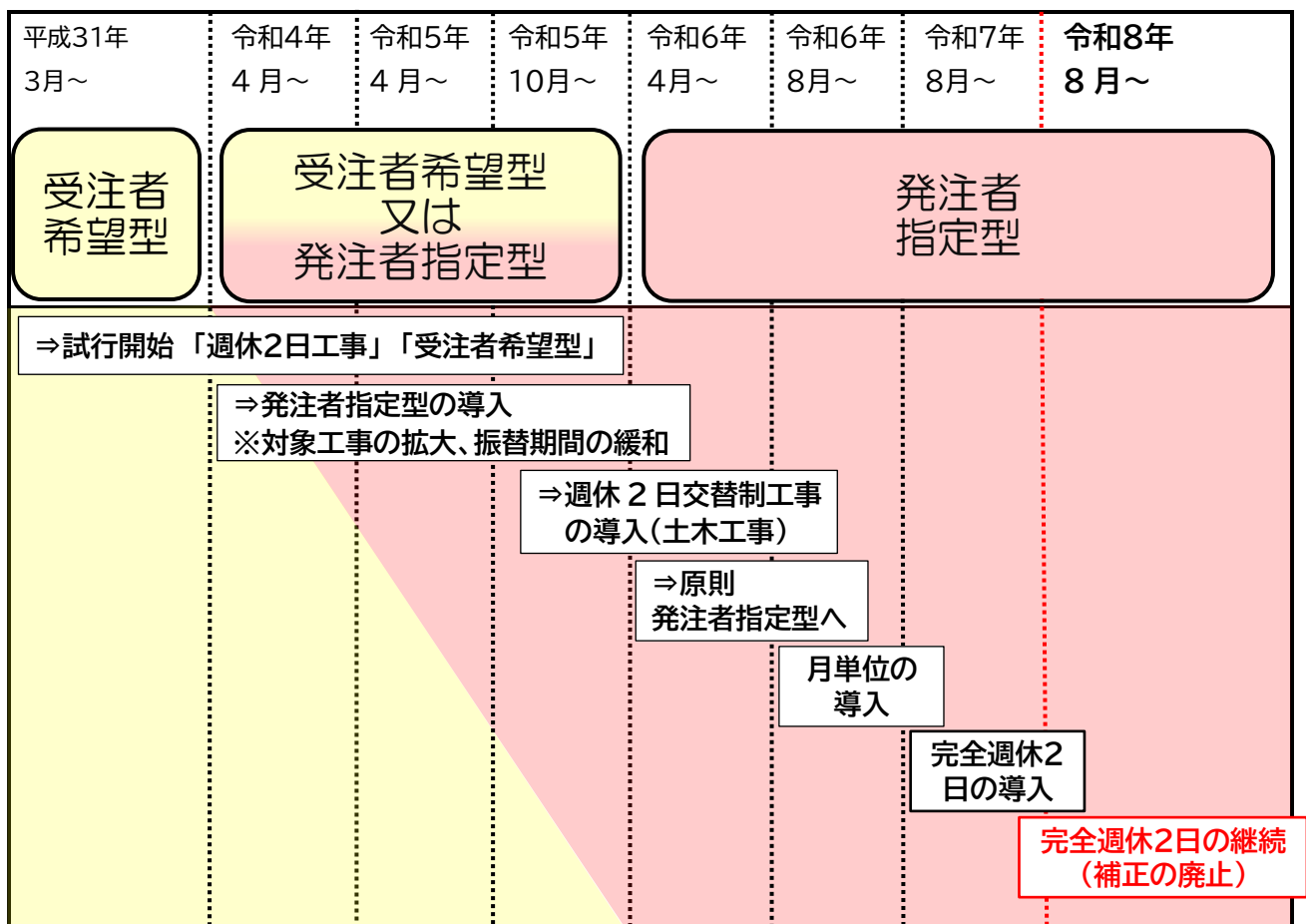
趣 要

建設業界においては、令和6年4月から労働基準法適用（時間外労働上限規制）及び担い手確保に向け、休暇が取れる環境とするなど、魅力ある働き方への改革を推進しております。

広島市の土木工事においては、平成31年3月から働き方の魅力向上に繋がる週休2日を促進すべく、原則、土曜日・日曜日において現場閉所とする「週休2日工事」に加え、令和5年10月から技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する「週休2日交替制工事」を、令和6年8月から月単位で4週8休以上の休日を確保する「月単位の週休2日工事」を、令和7年8月から週単位で週休2日を確保する「完全週休2日（土日）」の試行に取り組んでいるところで

この度、完全週休2日を含む週休2日の達成状況等を踏まえ、令和8年8月から、週休2日補正を廃止することとします。

「週休2日工事」におけるスケジュール



・「発注者指定型」とは、発注時から発注者の指定により「週休2日工事」を実施する工事をいう。